

2019年8月吉日

加盟店各位

佐川フィナンシャル株式会社

【e-コレクト®】消費税率変更に伴う「領収書運用」のお知らせ

平素は弊社e-コレクト®のお取り扱いに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より消費税率の変更および軽減税率が導入されることに伴い、e-コレクトに係る領収書の運用が大幅に変更となります。下記の通りお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

記

現在、e-コレクト®の領収書記載の消費税額については、代引き金額を消費税率で割り戻して記載しております。

2019年10月以降はシステム内の消費税率を10%に変更しますので、全てのお荷物の消費税額は10%で割り戻した数値が反映されます。

一方、軽減税率導入に伴い軽減税率対象商品を扱われるお客様の場合、消費税率10%で割り戻した数値では正確な消費税額計算が相違する可能性がございます。

適用される消費税率が8%、10%の商品を同梱、若しくは8%のみの商品をお取り扱いされる場合は、佐川急便出荷システム（e 飛伝シリーズ）の設定を9月末までに変更いただく必要があります。

また、データ交換を行っていただいているお客様につきましては、正確な『消費税額』を連携いただくデータにセットしていただきますようお願い致します。

万が一期日までにお手続きがお済でないお客様につきましては、10月1日以降消費税額は10%で割り戻した数値が反映されますのでご注意ください。

代引き領収書の消費税額欄は税率毎の区分表示しておりませんので、荷受人様が区分経理に使用することは出来ません。（※お客様にて請求書もしくは納品書の同梱をお願いします。）

何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上

Q & A

Q 1. 「代引き金額の消費税は、いつから変更すればよいのでしょうか？」

A 1. 佐川急便は、お客さまの書き込んだ金額を集金しますので、お客様側の計上基準での変更をお願いいたします。

Q 2. 「軽減税率導入に伴い代引き送り状や代引き領収書は変更になりますか？」

A 2. 代引き送り状と代引き領収書に関してレイアウトの変更は行いません。

Q 3. 「代引き領収書の消費税の表示はどのようになりますか？」

A 3. 当社および佐川急便は各商品に適用される具体的な税率を把握できませんので、正確な消費税額を記載いただく等対応をお願い致します。

Q 4. 「荷物の中に8%と10%の商品が混在した場合の対応方法はどのようになるのでしょうか？」

A 4. 当社および佐川急便は商品の内訳まで把握できませんので、代引き領収書では税率ごとの区分記載ができません。そのため、請求書または納品書を商品に同梱していただく必要があります。

Q 5. 「軽減税率が適用されず10%の標準税率が適用される場合であれば、上記A4の請求書または納品書を同梱しなくてもいいのではないのでしょうか？」

A 5. 代引き領収書には税率が表示されないため、10%の標準税率が適用される場合であっても、請求書または納品書を商品に同梱していただく必要があります。

Q 6. 「手書き送り状では消費税額を記入できますし、e飛伝では消費税額を入力できます。このように消費税額を記入または入力した場合でも、上記A4の請求書または納品書の同梱が必要なのではないでしょうか？」

A 6. この場合、代引き領収書には記入または入力された消費税額が表示されます。しかし、上記A5のとおり、税率が表示されないため、買主の方はこの代引き領収書を区分経理に使用できません。そのため、消費税額を記入または入力された場合であっても、上記A4の請求書または納品書を商品に同梱していただく必要があります。

Q 7. 「佐川フィナンシャルおよび佐川急便は商品の内訳まで把握できないということですが、2023年から予定されている適格請求書保存方式「インボイス制度」への対応を行ないますか？」

A 7. 対応はおこないません。納税に係る書類はお客様側で作成をお願いします。荷物と同梱される納品書等が区分(8%・10%)記載の要件を満たしていれば当該書類をインボイスとして代替扱いが可能です。

※インボイス：消費税8%・10%混在の場合にお客様が仕入税額控除として税務署等に提出する書類をいいます。

以上